

加須市防犯カメラ設置費補助金交付要綱

(平成28年3月31日市長決裁)

改正 令和3年3月23日一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、加須市みんなでつくる防犯のまちづくり推進条例（平成22年加須市条例第122号）及び加須市みんなでつくる防犯のまちづくり推進計画（平成24年3月16日市長決裁）に基づき、自治協力団体が行う防犯カメラの設置に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、加須市補助金等の交付手続等に関する規則（平成22年加須市規則第51号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 防犯カメラ 犯罪の抑止及び公共の安全の維持を目的として設置される映像機器及びこれに付属する機器をいう。

(2) 公共空間 屋外であって、不特定多数の者が自由に往来できる場所をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付を受けることができるものは、自治協力団体のうち、自主防犯組織（加須市自主防災防犯組織に関する規則（平成22年加須市規則第74号）に規定する自主防災防犯組織（同規則附則第2項又は第3項により、自主防災防犯組織とみなされるものを含む。）のうち、防犯に関する事業を行うものという。以下同じ。）を設置するものとする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業は、次に掲げる要件を満たす防犯カメラの設置とする。

- (1) 撮影対象区域が公共空間であって、市が設置する防犯カメラの撮影対象区域と重複していないこと。
- (2) 自主防犯組織が加須市防犯カメラの設置と利用に関する指針（平成27年3月25日市長決裁。以下「指針」という。）に基づき、防犯カメラの管理、運用等に関する規程を作成していること。
- (3) 防犯カメラの設置場所の自治協力団体の同意を得ていること。
- (4) 撮影対象区域の住民の同意を得ていること。
- (5) 防犯カメラの設置場所の所有者等から占有許可を得ていること。
- (6) 防犯カメラの設置を示す看板を設置していること。

（補助対象経費）

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。ただし、当該経費について、市以外の団体等から寄附又は補助を受けている場合には、当該金額に相当する経費を控除するものとする。

- (1) 防犯カメラの購入及び設置に要する経費
- (2) 防犯カメラの設置を示す看板の作成及び設置に要する経費

2 前項の規定にかかわらず、補助金の対象となる防犯カメラの設置は、自治協力団体ごとに2台までとする。ただし、この要綱による補助を受けてから7年を経過した場合には、新たに補助金を受けることができるものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の10分の8以内とし、防犯カメラ1台につき10万円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体の代表者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ防犯カメラ設置費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラ設置事業計画書（様式第2号）

- (2) 防犯カメラの設置場所の現況写真
 - (3) 防犯カメラの設置位置図
 - (4) 看板の設置位置図
 - (5) 防犯カメラの撮影対象区域図
 - (6) 防犯カメラの撮影対象区域の住民の同意書の写し
 - (7) 防犯カメラの設置が自治協力団体の同意があることを明らかにする同意書又は決議書
 - (8) 防犯カメラ設置場所の所有者等からの占用許可書等の写し
 - (9) 防犯カメラ及び看板の仕様書（カタログ等）及び見積書の写し
 - (10) 指針に基づき作成した防犯カメラの管理、運用等に関する規程等
 - (11) その他市長が必要と認める書類
- (交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、防犯カメラ設置費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(変更、中止等)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付の申請内容に変更が生じたときは、防犯カメラ設置費補助金変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、防犯カメラ設置費補助金変更承認通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者は、防犯カメラの設置を中止し、又は廃止する場合は、速やかに防犯カメラ設置中止・廃止届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第10条 交付決定者は、防犯カメラの設置が完了した日から起算して30日

を経過する日又は第8条の規定による決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、防犯カメラ設置費実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置に要した費用に係る領収書及びその内訳書の写し
 - (2) 防犯カメラ設置の完成を示す写真
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- (交付額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の条件に適合すると認めるときは、防犯カメラ設置費補助金確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条に規定する補助金の交付額の確定後、交付決定者からの請求に基づき、速やかに補助金を交付するものとする。

2 前項の請求は、防犯カメラ設置費補助金交付請求書（様式第9号）によるものとする。

(決定の取消し)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象経費以外の用途に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容に違反したとき。

2 前項の規定は、第10条の規定に基づく補助金の交付額の確定があった場合においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金の交付がされているときは、防犯カメラ設置費補助金返

還命令書（様式第10号）により、交付決定者に期限を定めて返還を命ずるものとする。

（書類の整備）

第15条 交付決定者は、補助対象事業に係る収入及び支出等についての証拠書類等を整備し、及び保管しておかなければならない。

2 前項に規定する証拠書類等は、補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

防犯カメラ設置費補助金交付申請書

年 月 日

加須市長 様

所在地
申請者 自治協力団体名
代表者名
電話番号

加須市防犯カメラ設置費補助金の交付を受けたいので、加須市防犯カメラ設置費補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

防犯カメラを設置する場所の自治協力団体名	
防犯カメラの設置台数	台
防犯カメラを設置する場所	① 加須市
	② 加須市
防犯カメラの設置に要する経費	円
補助申請額	円

添付書類

- (1) 防犯カメラ設置事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 防犯カメラの設置場所の現況写真
- (3) 防犯カメラの設置位置図
- (4) 防犯カメラ設置を示す看板の設置位置図
- (5) 防犯カメラの撮影対象区域図
- (6) 防犯カメラの撮影対象区域の住民の同意書の写し
- (7) 防犯カメラの設置が自治協力団体の総意であることを明らかにする同意書又は決議書
- (8) 防犯カメラ設置場所の所有者等からの占用許可書等の写し
- (9) 防犯カメラ及び看板の仕様書（カタログ等）及び見積書の写し
- (10) 防犯カメラの管理、運用等に関する規程等

防犯カメラ設置事業計画書

補助年度			年度	
防犯カメラの 設置台数			台	
事業費の総額 (防犯カメラの設置 に要する経費)			円	
事業費の内訳	収入	区 分	金 額	
		・		
		・		
		・		
		・		
		・市補助金		
		計		
	支出	・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		計		
		予定工期	着工	年
完成	年		月	日
その他必要事項				

防犯カメラ設置費補助金交付（不交付）決定通知書

第 年 月 日 号

様

加須市長



年 月 日付けで申請のあった加須市防犯カメラ設置費補助金については、審査の結果、次のとおり交付（不交付）を決定したので通知します。

1 交付

- (1) 補助金交付決定額 円
- (2) 補助金の額は、工事完了後に実績報告書の提出を受けてから確定します。
- (3) 交付の条件
 - ア 補助対象事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ加須市長の承認を受けてください。
 - イ 補助対象事業が予定工期内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由とその他必要な事項を加須市長に報告し、その指示を受けてください。

2 不交付

不交付の理由

防犯カメラ設置費補助金変更承認申請書

年 月 日

加須市長 様

所在地
申請者 自治協力団体名
代表者名
電話番号

年 月 日付け 第 号により防犯カメラ設置費補助金
交付決定を受けた補助対象事業に変更がありますので、加須市防犯カメラ設置費
補助金交付要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり交付
申請内容の変更の承認を申請します。

1 変更の内容

項目	変更前	変更後

2 変更の理由（具体的に記入してください。）

3 交付申請額の変更の有無 有 ・ 無

- (1) 交付決定額 円
- (2) 変更交付申請額 円

4 添付書類

- (1) 防犯カメラ設置費補助金交付決定通知書の写し
- (2) 変更内容がわかる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

防犯カメラ設置費補助金変更承認通知書

第 年 月 日 号

様

加須市長



年 月 日付けで申請のあった防犯カメラ設置費補助金変更承認申請書については、加須市防犯カメラ設置費補助金交付要綱第9条第2項の規定により次のとおり決定したので通知します。

1 承認の内容

- 2 補助金交付額変更の有無 有 ・ 無
- | | |
|-------------|---|
| (1) 変更交付承認額 | 円 |
| (2) 既交付決定額 | 円 |
| (3) 差引き額 | 円 |

様式第6号（第9条関係）

防犯カメラ設置中止・廃止届出書

年 月 日

加須市長 様

所在地
申請者 自治協力団体名
代表者名
電話番号

年 月 日付け 第 号により防犯カメラ設置費補助金
交付決定を受けた補助対象事業について、加須市防犯カメラ設置費補助金交付要
綱第9条第3項の規定により、次のとおり中止・廃止の届出をします。

中止又は廃止の理由（具体的に記入してください。）

防犯カメラ設置費実績報告書

年 月 日

加須市長 様

所在地
申請者 自治協力団体名
代表者名
電話番号

年 月 日付け 第 号で防犯カメラ設置費補助金交付決定の通知を受けた補助対象事業が完了したので、加須市防犯カメラ設置費補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり報告します。

防犯カメラを設置した場所の自治協力団体名	
防犯カメラの設置台数	台
防犯カメラを設置した場所	① 加須市
	② 加須市
防犯カメラ設置工事着工日	
防犯カメラ設置工事完成日	
防犯カメラの設置に要した経費	円
補助金交付決定額	円

添付書類

- (1) 防犯カメラの設置に要した費用に係る領収書及びその内訳書の写し
- (2) 防犯カメラ設置の完成を示す写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第8号（第11条関係）

防犯カメラ設置費補助金確定通知書

第 年 月 日 号

様

加須市長



年 月 日付け 第 号で交付決定した加須市防犯カメラ設置費補助金については、次のとおり確定したので通知します。

1 補助金交付確定額 円

2 減額理由

防犯カメラ設置費補助金交付請求書

年 月 日

加須市長 様

所在地
申請者 自治協力団体名
代表者名
電話番号

年 月 日付け 第 号で確定した加須市防犯カメラ設置費補助金について、次のとおり請求します。

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協	支店名	本店・支店 出張所・支所
預金種目			
口座番号			
(ふりがな)			
口座名義人			

防犯カメラ設置費補助金返還命令書

第 年 月 日 号

様

加須市長



加須市防犯カメラ設置費補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり補助金の返還を命じます。

補助年度	年度
返還すべき金額	円
返還期限	年 月 日
返還を命ずる理由	
返還方法	
補助金の交付決定通知額	円
補助金の交付確定額	円
補助金の既交付額	円